

大分大学医学部附属病院歯科医師研修管理委員会細則

平成17年7月27日制定
平成17年医学部細則第1-4号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定に基づき、大分大学医学部附属病院歯科医師研修管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、歯科医師の卒後臨床研修に関する次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研修プログラムの作成方針に関すること。
- (2) 研修医の募集に関すること。
- (3) 研修医の意向に関すること。
- (4) 研修医の研修継続の可否に関すること。
- (5) 研修医の処遇に関すること。
- (6) 研修医の健康管理に関すること。
- (7) 研修目標の達成状況の評価に関すること。
- (8) 研修修了時及び中断時の評価に関すること。
- (9) 採用時における研修希望者の評価に関すること。
- (10) 研修後及び中断後の進路等に関すること。
- (11) その他臨床研修に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副病院長（医療人育成担当）
- (2) 歯科口腔外科の長
- (3) 研修協力施設の研修実施責任者 各1人
- (4) 外部の歯学分野の有識者 1人
- (5) 総務課長
- (6) その他副病院長（医療人育成担当）が必要と認める者

2 前項第3号、第4号及び第6号の委員は、副病院長（医療人育成担当）が指名又は委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副病院長（医療人育成担当）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査・検討させるため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成17年7月27日から施行する。

附 則 (平成21年医学部附属病院細則第1-4号)

この細則は、平成21年2月25日から施行する。

附 則 (平成21年医学部附属病院細則第1-9号)

この細則は、平成21年6月24日から施行する。

附 則 (平成22年医学部附属病院細則第1-1号)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年医学部附属病院細則第1-5号)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年医学部附属病院細則第1-14号)

この細則は、平成29年12月1日から施行する。